

保存版

# ひとりで悩んで いませんか?

私たち

みん せい い いん じ どう い いん  
民生委員・児童委員、  
しゅ にん じ どう い いん そう だん  
主任児童委員にご相談ください。

み れか そうだんあいて ち いき たんとう わたし  
あなたの身近な相談相手、この地域の担当は私です。



我孫子市民生委員児童委員協議会  
事務局：我孫子市社会福祉協議会  
TEL.04-7184-1539

# こんな心配ごと、悩みごとはありませんか？

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の見守り、支援内容

- 高齢者世帯への訪問
- 見守り活動
- 介護の相談
- 声かけ・安否確認
- ネットワークづくり
- 福祉情報の提供
- 行政サービスの説明
- 子育ての仲間づくり
- いじめ防止
- 虐待の発見・通告
- 福祉ニーズの調査・実態把握
- その他

## 子どもに関するこ

いじめや児童虐待などの相談  
子育ての仲間づくり



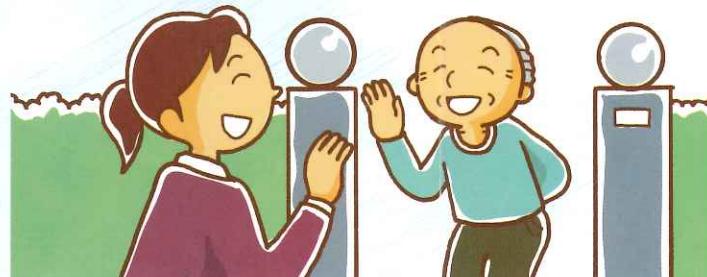
## 生活全般の悩みについて

福祉制度や福祉サービスの  
情報提供



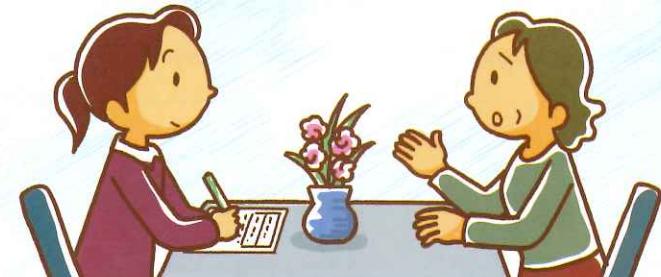
## 高齢者に関するこ

ひとり暮らしや高齢者世帯  
などへの声かけや安否確認



## その他

その他福祉に関する心配ごとの  
相談



ひとりで悩まないで、お気軽にご相談ください。

みん せい い いん じ どう い いん ち いき なか  
民生委員・児童委員は、地域の中で  
そう だん し えん おこな

# 相談や支援を行います。

みん せい い いん じ どう い いん あん しん そう だん  
■民生委員・児童委員は安心して相談できるボランティアです。

民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められています。そしてすべての民生委員は、「児童福祉法」によって、児童委員も兼ねています。また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉を専門に担当し、活動する「主任児童委員」がいます。いずれも任期は3年です。

ひ みつ  
あなたの秘密は、  
かなら まも  
**必ず守ります**

みん せい い いん ほう だい じょう  
■**民生委員法 第15条により**  
しゆ ひ ざ む  
わたしたちには守秘義務があります

そう だん ない よう ひ みつ ほか もれ  
相談内容や秘密が他に漏れることはありません。  
き がる そう だん くだ  
お気軽にご相談下さい。

■お問い合わせ：我孫子市役所社会福祉課 TEL.04-7185-1111

MEMO

---

---

---

---

---

---

---